

名古屋市外郭団体の役職員の報酬等に関する取扱方針

第1 目的

この取扱方針は、職員退職手当条例（昭和31年名古屋市条例第20号）第6条第1項に規定する者（これに準ずると認められる者を含む。）で、外郭団体（名古屋市外郭団体指導調整要綱（以下「要綱」という。）第2条に規定する外郭団体をいう。以下「団体」という。）の役職員となった者の報酬等、在職期間、業績評価及び退職金に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2 報酬等

- 1 報酬等（報酬（特別手当その他の手当（通勤手当若しくはこれに相当する給付を除く。）を含む。）又は給与（通勤手当若しくはこれに相当する給付を除く。）をいう。以下同じ。）の年間上限金額は、業績評価による加算を含み 6,990,000 円とする。
- 2 報酬等の年間基本金額は、団体における職に応じて、次表に掲げる金額以内とする。

区分	団体における職	年間基本金額
A	理事長、副理事長、社長、副社長その他これらに類する職	6,700,000 円
B	専務、常務、理事、取締役その他これらに類する職	6,000,000 円
C	監事、監査役その他これらに類する職	5,200,000 円
D	区分Aから区分Cに属する職以外の職	4,000,000 円

- 3 前2項の規定にかかわらず、60歳に達した日後における最初の4月1日以後に団体の役職員となった者の報酬等の年間上限金額は、当該者が引き続き本市で勤務したものと仮定した場合の定年退職日相当日までの間において、業績評価による加算を含み、当該者が引き続き本市で勤務（退職時に課長段階以上の職にあった者については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の2第1項に規定する他の職へ降任したものとみなす。）したものと仮定した場合の給与年額（給料、地域手当並びに期末手当及び勤勉手当の7割措置後の年額。）とする。ただし、前項の表中区分欄Dに掲げる職の報酬等の年間上限金額は、業績加算を含み 5,800,000 円とする。

第3 在職期間

原則として、65歳到達年度の末日又は名古屋市退職後5年のいずれか早い時期までとする。

第4 業績評価

- 1 団体の役員となった者を対象に、業績評価を実施する。
- 2 業績評価の実施に関して必要な事項は、別に定める。

第5 退職金

退職金及びこれに類する金品は支給しない。

附 記

- 1 この取扱方針は、平成22年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この取扱方針の施行の日の前日現に外郭団体の役職員となっている者の報酬等の年間基本金額は、別に定める。
- 3 名古屋市の外郭団体の役職員の在職年限及び報酬等に関する取扱方針(20総人第308号)は、この取扱方針の施行日以降廃止する。

附 記

この取扱方針は、発布の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 記

この取扱方針は、令和6年4月1日から施行する。